

***** ◇◆ 目次 ◆◆ *****

- 1 ご注意！ 新聞購読のトラブル
- 2 アイネスからのお知らせ

■ ご注意！ 新聞購読のトラブル

配達された新聞を手に取り、最新のニュースに目を通すのが毎朝の楽しみという人も多いと思いますが、新聞の購読契約のトラブルは、ここ6年連続して訪問販売トラブルのトップを占めています。

そこで、新聞の購読契約の注意点についてまとめました。

新聞購読のトラブルは、長期購読契約の解約に関するものが多く、その際、契約時にもらった景品代の返還をどうするかが解決を難しくしています。

特に高齢者から多くの相談が寄せられています。これは、契約期間が終了するまでの間に、入院や介護、死亡などにより購読が続けられなくなったなどによるものです。

〈相談事例〉

- ◆ 5年先までの契約をさせ、解約を希望すると景品代を請求された。
- ◆ 老人ホームに入居するため、契約の解約を申し出ても、解約を認めてもらえなかった。又は、景品を買って返せと言われた。
- ◆ 「いつでも解約できる」と言われ契約したのに、解約を申し出ると解約料を請求された。
- ◆ 購読期間1カ月のつもりで契約したが、購読契約書には3年と書かれていた。
- ◆ アンケート用紙だと言われてサインしたが、実は新聞の購読契約書だった。

新聞購読契約のルール

契約期間を定めて新聞の契約をした場合は、契約が成立しています。クーリング・オフに該当しない限り、契約者が一方的に解約できるわけではありません。

購読契約の際は、契約期間終了まで購読できるか慎重に考え、契約書面の内容をよく確認することが大切です。

購読契約の解約にあたってのルールは、次のとおりです。

ルール1

新聞の訪問販売は、8日間に限りクーリング・オフが適用されます。

クーリング・オフは、理由を問わずに無条件で解約できる制度ですが、申出期間が限られています。購読契約をしたものの望まない契約だった場合は、**期間内（8日間）に書面で**クーリング・オフ通知をすれば解約が可能です。

ルール2

「新聞販売のルール」で、解約に応じる場合を決めています。

新聞業界では、「新聞購読契約に関するガイドライン」を定め、次に該当する場合は、解約に応じると決めています。

- ① 威迫や不実告知など、不適切な勧誘があった時
- ② 新聞公正競争規約の上限を超える景品類の提供があった時
- ③ 相手方の判断力が不足している状態で契約した時(認知症の方など)
- ④ 相手方が本人や配偶者以外の名前で契約した時
- ⑤ 購読者の死亡、購読が困難になる病気・入院・転居などをした時
- ⑥ 未成年者との契約であった時

ルール3

以上に該当しない契約の解約は、新聞販売所(店)との話し合いにより解決することになります。

解約の際にトラブルになったなど、お困りの場合は、市町村の相談窓口やアイネスにご相談下さい。

景品提供のルール

懸賞や景品の上限額は公正取引委員会の告示で決められており、新聞契約の場合は、契約額の8%又は6ヶ月分の購読料金の8%のいずれか低い金額(月額3,500円の場合の6ヶ月分…1,680円)が景品類の上限になります。

景品につられて契約しないことが、大切です。

【アドバイス】

- トラブル防止の観点から長期の契約や、数年先からの契約は避けること
- 不用意にドアを開けない、きっぱりと断る
- サインをする前に購読契約書に記載された契約期間などをよく確認する
- 景品につられて契約しない
- 望まない契約はクーリング・オフを
- 高齢者の場合は、家族や周囲が見守りを

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインの利用により、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口自動的につながり、市内料金で相談できます。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：0570-064-370 》

☆ **大分県の消費生活相談窓口** ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ **消費生活等相談**（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日を除く）9：00～17：30
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ **消費生活特別相談**

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜を除く）13：00～16：00
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ **食品表示110番**（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日を除く）9：00～16：30
- ・ 相談電話：097-536-5000

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、
下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

☆ **Facebookで暮らしに役立つ最新情報を発信しています！**

★ Facebookに登録していなくても、見ることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

=====
大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）
〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）
TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684
ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>
E-mail：a13040@pref.oita.lg.jp
=====